



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

*1 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1 一般競争入札による落札者の決定 | (情報基盤課) 9 |
| 2 生活保護法による指定介護機関の廃止 | (社会福祉課) 9 |
| 3 生活保護法による指定医療機関の辞退 | (〃) 10 |
| 4 生活保護法による介護機関の指定 | (〃) 10 |
| 5 保安林の指定施業要件変更予定 | (森林整備課) 10 |
| 6 道路の位置の指定 | (都市政策課) 11 |

○ 公告

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県点字図書館）の指定管理者の指定
(障害福祉課) 11

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）の指定管理者の指定
(〃) 11

日高港塩屋緑地の指定管理者の指定
(港湾空港振興課) 12

由良港吹井小型船舶係留施設、網代第一小型船舶係留施設、網代第二小型船舶係留施設、網代第三小型船舶係留施設、網代第四小型船舶係留施設及び阿戸小型船舶係留施設の指定管理者の指定
(〃) 12

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第1号

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年1月6日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（表面）中

フリガナ 申請者氏名 (自署)			(〒 - -) 住所		
生年月日	年	月	日	生	自宅外月額を 希望する ・ 希望しない
フリガナ 連帯保証人氏名 (保護者等) (自署・押印)	(続柄 印		(〒 - -) 住所		
生年月日	年	月	日	生	TEL - - - 携帯電話 - - -

」

を

申請者 (自署)	ふりがな			(〒 - -) 住所
	氏名			固定電話 - - 携帯電話 - -
生年月日	年 月 日生		自宅外月額を 希望する • 希望しない	
連 帯 保 証 人 印	ふりがな			(〒 - -) 住所
	氏名 (続柄)	印	固定電話 - - 携帯電話 - -	
生年月日	年 月 日生			

に改

める。

別記第2号様式(表面)中「フリガナ」を「ふりがな」に、

(〒 - -)	TEL() - -	を
----------	------------	---

(〒 - -)	固定電話() - -	携帯電話() - -	に改める。
----------	-------------	-------------	-------

別記第5号様式(表面)中

フリガナ			(〒 - -) 住所
申請者 氏名 (自署)			TEL - - -
生年月日	年 月 日生	通学区分	自宅 • 自宅外
フリガナ 連帯保証人 氏 名 (保護者等) (自署・押印)			(〒 - -) 住所
生年月日 (続柄)	年 月 日生	印	TEL - - - 携帯電話 - - -

を

ふりがな			(〒 - -) 住所
氏名			固定電話 - - - 携帯電話 - - -
生年月日	年 月 日生	通学区分	自宅 • 自宅外
ふりがな			(〒 - -) 住所
連 帯 保 証 人 印	氏名 (続柄)	印	固定電話 - - - 携帯電話 - - -
生年月日	年 月 日生		

に改

める。

別記第6号様式(表面)中

在学校又は出身校名	立	高等学校	
フリガナ			(〒 - -) 住所
申請者 氏名 (自署)			TEL - - -
生年月日	年 月 日生	通学区分	自宅 • 自宅外
フリガナ 連帯保証人 氏 名 (保護者等) (自署・押印)			(〒 - -) 住所
生年月日 (続柄)	年 月 日生	印	TEL - - - 携帯電話 - - -

を

「在學校又は出身校名 立 學校

申請者 (自署)	ふりがな		(〒 — —) 住所
	氏名		
生年月日	年 月 日生	固定電話 — — — 携帯電話 — — —	
連帯保証人 (自署・押印)	ふりがな		(〒 — —) 住所
	氏名 (続柄)	印	固定電話 — — — 携帯電話 — — —
生年月日	年 月 日生		

」に、

「子供」を「こども」に改める。

別記第9号様式中「フリガナ」を「ふりがな」に、

「〒 TEL () — を

」

「〒 固定電話 () — 携帯電話 () — に、

」

「〒 TEL () — 携帯電話 () — を

」

「〒 固定電話 () — 携帯電話 () — に、

」

「〒 TEL () — を

」

「〒 固定電話 () — 携帯電話 () — に改める。

」

別記第10号様式を次のように改める。

別記第10号様式(第9条関係)

返還計画書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長様

奨学生 (自署 ・ 押印)	奨学生番号			
	住 所	(〒 - - -)		
	固定電話(- - -) 携帯電話(- - -)			
連帯保証人印 (自署 ・ 押印)	氏 名	印		
	住 所	(〒 - - -)		
	固定電話(- - -) 携帯電話(- - -)			
氏 名	印			

私が借用した(※ 奨学金・進学助成金)の借用金額は、 円であり、
下記の返還計画に基づき返還します。

記

〔返還計画〕

奨学生番号			氏 名		
返還方法	返還期日	返還開始月	返還回数	割賦金	最終割賦金
1月賦返還	毎月 27日	年 月	回	円	円
2月賦・半年賦の併用	毎月 27日 毎年1月27日 毎年7月27日	年 月	回	円	円

※は、どちらか該当する方を○で囲んでください。

(注意)返還する場合の引落口座は、基本的には貸与時の振込口座としますが、もし振込口座に変更があれば、下記にご記入ください。

取扱金融機関名及び支店名		(1 銀行・2 信用金庫・3 労働金庫)				支店
預金種目	1 普通(総合) 2 当座	口座番号(右づめで記入)	・	・	・	・
(フリガナ) 預金者氏名		住所	(〒 - - -)	TEL(- - -)		

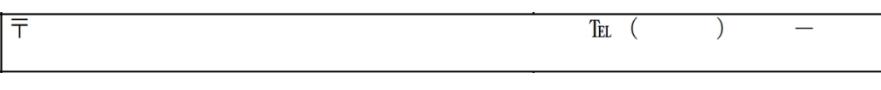
別記第11号様式中「フリガナ」を「ふりがな」に、

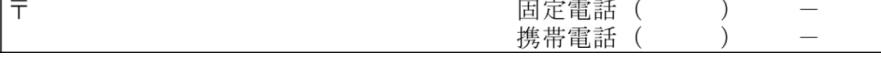
「 TEL () - を」

「 固定電話 () - 携帯電話 () - に、」

「 TEL () - 携帯電話 () - を」

「 固定電話 () - 携帯電話 () - に、」

「 TEL () - を」

「 固定電話 () - 携帯電話 () - に改める。」

別記第12号様式を次のように改める。

別記第12号様式(第10条、第11条関係)

連帯保証人変更届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長様

奨学生番号	
本人住所	(〒 - - - -)
氏名	

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則
第10条又は第11条第1号の規定により届け出ます。

記

1 連帯保証人の変更

新連帯保証人 (自署・押印)	ふりがな	
	氏名	印
	住所	(〒 - - - -)
	固定電話	- - - 携帯電話 - - -
	生年月日	年 月 日
旧連帯保証人 (自署・押印)	氏名	印

※ 連帯保証人を変更するときは、必ずその本人の承諾を受けてください。

2 連帯保証人の住所等の変更

連帯保証人	氏名	
	住所	(〒 - - - -)
	固定電話	- - - 携帯電話 - - -

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式(第11条関係)

住所・氏名等変更届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長様

奨学生番号	
旧氏名	
旧本人住所	(〒 - - -) 固定電話 - - - 携帯電話 - - -

下記のとおり(住所・氏名)等を変更したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第2号の規定により届け出ます。

記

本人	ふりがな			振替口座の口座名義変更の有無 (どちらかに✓を入れてください)		
	新氏名			<input type="checkbox"/> 有(※)	<input type="checkbox"/> 無	
高等学校等	新住所	(〒 - - -)				
	旧学校	学校名	立	学校分校専攻科	全日制定時制通信制	高等部高等課程
大学等	新学校	学校名	立	学校分校専攻科	全日制定時制通信制	高等部高等課程
	旧学校	学校名	立	大学短期大学専修学校	学部	学科課程
新学校	学校名	立	大学短期大学専修学校	学部	学科課程	

※口座名義を変更された方は、口座振替納付依頼書を金融機関へ提出してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

告 示

和歌山県告示第1号

和歌山県インターネット接続サービス業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年1月6日

和歌山県知事 宮崎 泉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県インターネット接続サービス業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局情報基盤課

和歌山市小松原通一丁目1番地

- 3 落札者を決定した日

令和7年12月17日

- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社インターネットイニシアティブ

東京都千代田区富士見二丁目10番2号

- 5 落札金額

48,787,200円（うち消費税及び地方消費税の額4,435,200円）

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和7年11月7日

和歌山県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年1月6日

和歌山県知事 宮崎 泉

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社日本精膏社	海南省下津町小南12 6-4	ユーコー薬局海南	海南省築地1-58	居宅療養管理指導・介護予防居宅	令和7.10.31

				療養管理指導	
有限会社みはま介護センター	三重県南牟婁郡御浜町下市木3731-2	みはまヘルパーステーション	東牟婁郡串本町西向1480-56	訪問介護・介護予防訪問介護	令和7.11.30
医療法人玄竜会	田辺市たきない町6-11	ケアセンターこみの	田辺市神島台7-1	訪問介護・介護予防訪問介護	令和7.12.1
社会福祉法人神愛会	西牟婁郡上富田町岩田2754-3	デイサービスセンター愛の園	西牟婁郡上富田町生馬316-56	通所介護・介護予防通所介護	令和7.12.23
社会福祉法人神愛会	西牟婁郡上富田町岩田2754-3	居宅介護支援事業者愛の園	西牟婁郡上富田町生馬316-56	居宅介護支援	令和7.12.23
社会福祉法人神愛会	西牟婁郡上富田町岩田2754-3	特別養護老人ホーム愛の園	西牟婁郡上富田町生馬316-56	介護老人福祉施設	令和7.12.23
社会福祉法人神愛会	西牟婁郡上富田町岩田2754-3	社会福祉法人神愛会愛の園	西牟婁郡上富田町生馬316-56	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	令和7.12.23

和歌山県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年1月6日

和歌山県知事 宮崎 泉

指定期 番号	名 称	所 在 地	辞 退 年月日
紀歎新 26-05	清瀧歯科医院	紀の川市花野117	令和8.1.1

和歌山県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年1月6日

和歌山県知事 宮崎 泉

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指定期 年月日
国民健康保険野上厚生病院組合	海草郡紀美野町小畑198	のかみ訪問看護ステーション	海草郡紀美野町小畑198	介護予防訪問看護	令和7.10.1

和歌山県告示第5号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年1月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かんよう}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和8年1月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3711	有田郡有田川町大字徳田字善光地572番1の一部、573番1の一部、573番2の一部、574番1の一部、574番3の一部、里道の一部、水路の一部	有田郡有田川町大字小島433番地の5 北畠不動産株式会社 代表取締役 北畠忍	令和 7. 12. 15	6.00 6.00	14.17 66.66

公 告

公 告

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例（平成28年和歌山県条例第58号）第9条第1項の規定により、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県点字図書館）の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年1月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定管理者 社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟

和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階

2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

公 告

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例（平成28年和歌山県条例第58号）第9条第1項の規定により、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年1月6日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定管理者 一般社団法人和歌山県聴覚障害者協会
和歌山県和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛内
 - 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
-

公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、日高港塩屋緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年1月6日

和歌山県知事 宮崎 泉

- 1 指定管理者 御坊市
和歌山県御坊市蘭350番地2
 - 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
-

公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、由良港吹井小型船舶係留施設、網代第一小型船舶係留施設、網代第二小型船舶係留施設、網代第三小型船舶係留施設、網代第四小型船舶係留施設及び阿戸小型船舶係留施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年1月6日

和歌山県知事 宮崎 泉

- 1 指定管理者 由良町
和歌山県日高郡由良町大字里1220番地の1
- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで